

<共通>

	質問	回答(考え方)
(1)	補助金の利用にはどのような手続きが必要ですか？	以下の要綱により、申請書、事業計画書、収支計画書などの必要書類を高知県企業誘致課に事前に提出し、補助金交付決定を受けてください。 ※必ずしも補助金が適用されるとは限りませんので、ご注意ください。 【要綱】 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023032700197/
(2)	書類の提出方法はどのようにすれば良いですか？	以下アドレスに必要書類一式をメールでお送りください。 150201@ken.pref.kochi.lg.jp 高知県企業誘致課 なお、申請書への押印は不要です。 また、別添2「誓約書兼同意書」については、記載が必要な箇所はすべて手書きいただき、PDFで送付してください。 ※高知県電子申請サービスによる申請も受け付けています。 https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1060
(3)	補助金を利用したいが、いつまでに申請する必要がありますか？	提出された計画に基づき補助金交付を決定し、その実績に応じて補助金を支給するものですので、事前に申請し、知事の承認を受ける必要があります。 ただし、2段階立地については、2年先の立地が条件であるものの、スモールオフィス入居までの意思決定が短期間でなされる場合を想定し、事後(入居開始から1月以内)の申請を認めます。その場合、補助対象となるのは、交付決定日以降に実施される経費のみとなります。
(4)	概算払い(前払い)は可能ですか？	概算払いは認めていません。
(5)	高知市拠点施設以外は対象にならないですか？	県または市町村が認定したシェアオフィスであれば、補助対象となります。 なお、対象は県の「シェアオフィスポータルサイト」(https://kochi-work-haretoke.jp/)でご確認ください。
(6)	個人事業主やフリーランスは補助対象にならないですか？	原則、事業者が補助対象です。ただし、以下の場合、補助対象となることがありますのでお問い合わせください。 ・2段階立地型、市町村定着型において、立地を機に、法人を設立しようとする個人。
(7)	補助金の交付申請から交付決定までほどのくらいの期間になりますか？	申請書類に不備等が無ければ、申請から14日程度を予定しています。 ※申請書類に不備等があった場合は、交付決定までに要する期間が長くなりますので、ご注意ください。

<2段階立地型>

	質問	回答(考え方)
(1)	申請時に計画していた「2年後に立地」が実現しなかったときは、補助金の返納を求められますか？	2年後にオフィスビルに移転するなど本格立地が前提条件ですので、実現しなかった理由や計画の変更内容などによっては、返納を求める場合があります。
(2)	事業計画書における将来性とは？	補助金の申請の際に提出された事業計画書などで2段階目の本格立地の具体性等を県で審査します。
(3)	シェアオフィスに入居する際の引越し代金は補助対象ですか？	引越し代金は補助対象外です。
(4)	2段階立地型補助金利用後、その他の補助金を活用することはできますか？	2段階立地型補助金利用後、IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金、中山間定着型補助金を活用することが可能です。 なお、IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金は事業拡大に伴う事業所移転後、1年以内に3名以上の正社員を雇用すること、市町村定着型補助金は雇用拡大を伴った形で「市町村認定シェアオフィス」に入居(移転)することが条件です。 ただし、事業拡大等による移転先が「BASE CAMP IN KOCHI」の場合は、上記補助金が適用できない場合があります。詳細は県にお問い合わせください。